



特許権侵害行為差止等請求控訴事件

[平成28年6月1日判決（知財高裁） 平成27年（ネ）第10091号](#)

キーワード：特許請求の範囲の解釈／損害額

担当 弁理士 守田敏宏

1. 事案の概要

特許権者である原告が、被告製品は、本件特許権に係る特許（本件特許）の各発明（本件特許発明）の技術的範囲に属するから、被告が被告製品を生産、譲渡等する行為は本件特許権を侵害する行為である等主張して、①特許法100条に基づく、被告製品の生産、譲渡等の差止め、②不法行為による損害賠償請求権に基づく損害賠償金の支払を求めた。

2. 結論

一部認容

3. 本件特許

発明の名称 : 破袋機とその駆動方法
登録番号 : 第4365885号
出願日 : 平成21年 2月13日
分割の表示 : 特願2004-243744の分割
原出願日 : 平成16年 8月24日
登録日 : 平成21年 8月28日

4. 本件特許発明（下線はクレーム解釈の争点）

[請求項1]

A：矩形枠体からなる破袋室と、
B：破袋室の一方の対向壁面間に水平に軸支された回転体の表面に、回転軸に直角な垂直板からなる複数の板状刃物を、該回転軸から放射方向に且つ該放射方向が軸方向に所要角度ずれるように凸設した可動側刃物と、
C：破袋室の他方の平行な対向壁面より板厚みを水平に凸設配置された垂直板からなる複数の板状刃物を、前記回転体の軸方向に配列した固定側刃物と、
D：回転体に対して正・逆転パターンの繰り返し駆動を行う駆動制御手段とを有し、
E：可動側と固定側の垂直板からなる複数の板状刃物が所定間隔で噛合するように、回転体の正・逆転パターンの繰り返し駆動に伴って固定側の垂直板からなる板状刃物間を可動側の垂直板からなる板状刃物が通過し、
F：所定間隔で噛合する可動側と固定側の垂直板からなる複数の板状刃物間で袋体を破袋

する

G：破袋機。

5. 争点

(1) 特許請求の範囲の解釈

被告製品1は、本件特許発明1（請求項1に記載された発明）及び本件特許発明2（請求項2に記載された発明）の技術的範囲に属するか否かについて、(ア)構成要件Cの充足性、(イ)構成要件D、Eの充足性が争われた。

(2) 損害額

上記(1)の結果に基づいて、特許法102条1項を前提とする損害額が争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 特許請求の範囲の解釈について

(1-1) 構成要件C「平行な対向壁面」について

構成要件Cの「平行な対向壁面」とは、回転体の回転軸に平行であり、固定側刃物が配置され得る程度の広さと形状を有し、破袋空間を仕切る作用を有する面であって、互いに回転軸を挟んで対向する二つの面を意味するものと解される。

被告製品1の構成1-cは、回転体の回転軸に平行であり、固定側刃物が配置され得る程度の広さと形状を有し、破袋空間を仕切る作用を有する面であって、互いに回転軸を挟んで対向する二つの面であるということができ、構成要件Cの「平行な対向壁面」に相当する。したがって、被告製品1は構成要件Cを充足する。

(1-2) 構成要件D、E「正・逆転パターンの繰り返し駆動」について

本件明細書には、1パターン中の右と左の回転角度が同じ角度とされた駆動についての記載しかないことに照らすと、「正・逆転パターン」は、1パターン中の右回転と左回転が均衡した駆動を意味するものと解される。

被告製品1は、定期正転時間と定期逆転時間にそれぞれ同程度の数値を設定することにより、1組の正転（右回転）と逆転（左回転）の組合せであって、その組合せにおける正転（右回転）と逆転（左回転）を均衡した回転角度とし、この1組の組合せ（パターン）を規則的に繰り返す駆動を実現する構成を有しているものと認めることができる。したがって、被告製品1は構成要件D、Eを充足する。

(2) 特許法102条1項の損害額について

(2-1) 譲渡数量について

平成21年8月28日（本件特許権の設定登録の日）から平成25年3月頃までの間における被告製品の譲渡数量は、合計8台である。

(2-2)「侵害行為がなければ販売することができた物の単位数あたりの利益額」について

特許権者等が「侵害行為がなければ販売することができた物」とは、侵害行為によって

その販売数量に影響を受ける特許権者等の製品，すなわち，侵害品と市場において競合関係に立つ特許権者等の製品であれば足りると解すべきである。

そして、一審原告は、平成22年11月29日から平成26年3月28日までの間に、原告製品について14台の発注を受けたこと、その売上額の合計は9039万円であることが認められる。また、一審原告における原告製品の販売、製造、納品の形態に関し、一審原告は、原告製品の製造を第三者に外注しており、外注費を含めた上記14台の仕入額（原材料費、消耗材料費、外注加工費及び納品輸送費等）の合計は、4121万1631円であること等が認められる。（中略）そうすると、原告製品1台当たりの限界利益額は、351万2740円（（9039万円－4121万1631円）÷14。円未満切捨て。以下同じ。）と認めるのが相当である

（2-3）実施能力について

一審被告の譲渡数量は8台であって、平均すれば、年間1台か2台程度であること（弁論の全趣旨）、一審原告は、平成22年11月29日から平成26年3月28日までの間に、原告製品について14台の受注実績があること、一審原告は、原告製品の製造を外注していること等の事実を照らせば、本件侵害行為の当時、一審原告には、侵害行為がなければ生じたであろう製品の追加需要に対応して原告製品を供給し得る能力があったものと認められる。

（2-4）譲渡数量に単位数量当たりの利益を乗じた額 について

譲渡数量に単位数量当たりの利益を乗じた額は、2810万1920円（351万2740円×8台）となる。

（2-5）特許法102条1項ただし書の事情（「販売することができないとする事情」）について

「販売することができないとする事情」は、侵害行為と特許権者等の製品の販売減少との相当因果関係を阻害する事情を対象とし、例えば、市場における競合品の存在、侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）、侵害品の性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）、市場の非同一性（価格、販売形態）などの事情がこれに該当するというべきである。ここで、一審被告は、「販売することができないとする事情」として、原告製品以外にも、第三者が製造販売する同種の破袋機が市場に存在し、その販売数量は、被告製品と同程度の年間1台か2台程度であったと推認されることを主張する。しかしながら、上記第三者の販売する破袋機が、本件特許発明1及び2と同様の作用効果を発揮するものであるとの事実を認めるに足りない。また、破袋機市場における販売シェアの状況や第三者が販売する破袋機の価格は不明である。したがって、一審原告において、被告製品の譲渡数量に相当する原告製品を販売することができない事情があるということはできず、他にその事情があると認めるに足りる証拠はない。

以上